

令和5年6月期末・勤勉手当の支給について

三重県職員（教員、警察官等を含む。）に支給する令和5年6月期末・勤勉手当（夏のボーナス）については、下記のとおりです。

記

- 1 支給日 令和5年6月30日（金）
- 2 支給月数 一般職 2. 2月 （去年同期 2. 15月）
 特別職 1. 65月 （去年同期 1. 625月）

3 支給内訳

職	令和5年6月			令和4年6月
	職員数 (人)	支給額 (円)	1人あたり 支給額 (円)	1人あたり 支給額 (円)
一般職（管理職を含む） （平均年齢42.7歳）	23,037	18,831,980,460	817,467	803,624
特別職	知事	1	3,062,400	3,062,400
	副知事	2	4,832,850	2,416,425
	小計	3	7,895,250	-
県議会議員	議長	1	2,440,350	2,440,350
	副議長	1	2,153,250	2,153,250
	議員	38	75,459,450	1,985,775
		8	4,765,856	595,732
	小計	48	84,818,906	1,767,061
計	23,088	18,924,694,616	-	-

【一般職】

※ 令和4年6月の支給額は、令和4年の人事委員会勧告に基づき地域手当の支給率を引き上げたことに伴う期末・勤勉手当の追給分を含んでいます。

【県議会議員】

※ 議員46名のうち、令和5年4月の選挙により、引き続き議員となった38名は在職期間率を100/100（1,985,775円）として、新たに議員となった8名は在職期間率を30/100（595,732円）として、期末手当を支給します。

4 支給内容

(1) 一般職

- 職員1人あたりの平均支給額は、817,467円（平均年齢42.7歳）です。
（昨年：803,624円（平均年齢42.8歳））
- 令和4年6月の平均支給額と比べて、13,843円（1.7%）の増となっています。
- これは、令和4年の人事委員会勧告に基づく給与改定により引き上げた令和4年12月の勤労手当0.1月分について、令和5年度は6月と12月に0.05月分ずつ均等に配分したことに伴い、令和4年6月に比べ令和5年6月の支給月数が0.05月増加したことなどによるものです。

期末・勤労手当の支給月数(一般職)

		6月	12月	合計
令和4年	期末手当	1.2月	1.2月	2.4月
	勤労手当	0.95月	1.05月	2.0月
	合計	2.15月	2.25月	4.4月
令和5年	期末手当	1.2月	1.2月	2.4月
	勤労手当	1.0月	1.0月	2.0月
	合計	2.2月	2.2月	4.4月

(2) 知事及び副知事

- 令和4年6月の支給月数と比べて、0.025月分の増となっています。
- これは、令和4年12月の期末手当を0.05月引き上げた分について、令和5年度は6月と12月に0.025月分ずつ均等に配分したことによるものです。

期末手当の支給月数(知事及び副知事)

		6月	12月	合計
令和4年	期末手当	1.625月	1.675月	3.3月
令和5年	期末手当	1.65月	1.65月	3.3月

(3) 県議会議員

- 令和4年6月の支給月数と比べて、0.025月分の増となっています。
- これは、令和4年12月の期末手当を0.05月引き上げた分について、令和5年度は6月と12月に0.025月分ずつ均等に配分したことによるものです。

期末手当の支給月数(県議会議員)

		6月	12月	合計
令和4年	期末手当	1.625月	1.675月	3.3月
令和5年	期末手当	1.65月	1.65月	3.3月

(参考)令和元年度以降の各期別支給月数(一般職)

年度	6月			12月			合計		
	期末	勤労	計	期末	勤労	計	期末	勤労	計
R1	1.3	0.8825 (0.925)	2.1825 (2.225)	1.3	0.9325 (0.975)	2.2325 (2.275)	2.6	1.815 (1.9)	4.415 (4.5)
R2	1.3	0.95	2.25	1.25	0.95	2.2	2.55	1.9	4.45
R3	1.275	0.95	2.225	1.125	0.95	2.075	2.4	1.9	4.3
R4	1.2	0.95	2.15	1.2	1.05	2.25	2.4	2.0	4.4
R5	1.2	1.0	2.2	1.2	1.0	2.2	2.4	2.0	4.4

()は給与減額措置前の支給月数